

保存期間 10年（平成39年3月31日まで）
有効期間満了日 平成39年3月31日
平成28年D031607
熊交規第36号
平成28年1月15日

「信号機設置の指針」の制定について（通達）

見出しのことについては、平成27年12月28日付け警察庁丙規発第25号として警察庁交通局長から別添のとおり「「信号機設置の指針」の制定について」が通達された。

信号機を始めとする交通安全施設は、国・県の厳しい財政状況の中、既存施設の大量更新期を迎えているところである。交通死傷事故の抑止とともに、交通の安全と円滑を確保していくためには、効果的かつ効率的な整備を推進する必要がある、とりわけ、信号機の新設については、真に必要性の高い場所を的確に選定することが重要である。

各警察署にあつては、本指針に基づき、適切な信号機の設置及び撤去の上申並びに信号機の運用に努められたい。また、本部の所属にあつては、執務の参考とされたい。

なお、本通達をもって、「信号機設置の指針」の試行について（平成26年1月20日付け熊交規第43号）は廃止する。

※ 警察庁通達「「信号機設置の指針」の制定について」については、警察庁ホームページをご覧ください。